

2016 年年末・一時金要求に関する交渉

1. 交渉経過

第1回交渉

日 時：平成 28 年 11 月 15 日（火） 19：00～20：03

場 所：市役所 6 階 602

参加者：組合側（執行委員長、副執行委員長他 7 名）
市側（総務部長、人事課長、人事課主任 4 名）

交渉内容：秋季重点要求及び年末一時金要求に関する主旨説明、
人事給与制度の見直しなど

第2回交渉

日 時：平成 28 年 11 月 17 日（木） 19：42～20：28

場 所：市役所 6 階 602

参加者：組合側（執行委員長、副執行委員長他 45 名）
市側（総務部長、人事課長、人事課主任 4 名）

交渉内容：非正規労働者の生活改善など

第3回交渉

日 時：平成 28 年 11 月 22 日（火） 19：18～20：28

場 所：市役所 6 階 602

参加者：組合側（執行委員長、副執行委員長他 8 名）
市側（総務部長、人事課長、人事課主任 4 名）

交渉内容：人事院勧告に基づく賃上げ及び一時金引き上げ、人事給与制度の見直しなど

第4回交渉

日 時：平成 28 年 11 月 24 日（木） 19：21～19：35

場 所：市役所 6 階 603

参加者：組合側（執行委員長、副執行委員長他 10 名）
市側（総務部長、人事課長、人事課主任 4 名）

交渉内容：秋季重点要求及び年末一時金要求に対する回答

2. 交渉結果

| 組合要求事項 | 市側最終回答 |
|---|--|
| 1. 夏季一時金として、全職員に2.87ヵ月プラス一律47,000円を支給すること。 | 1. 給料の改定は、国の改定に準じて平成28年4月1日から実施する。 本年度の年末一時金については、期末手当1.375ヵ月、勤勉手当0.9ヵ月の計2.275ヵ月とする。 なお、平成29年度以降の一時金については、国に準じて6月期は、期末手当1.225ヵ月、勤勉手当0.85ヵ月の計2.075ヵ月とし、12月期は、期末手当1.375ヵ月、勤勉手当0.85ヵ月の計2.225ヵ月とする。 |
| 2. 人事評価制度は、職場支配・職場分断・職員間競争ではなく、人材育成・市民サービス向上を目的としたものにする。また、賃金に反映させないこと。 | 2・3 人事評価制度の賃金等へ反映は、十分な労使協議を行い、一方的実施はしない。人材育成に資するため、必要な協議は十分に行っていく。 |
| 3. 人事評価にもとづく一時金差別支給制度を導入しないこと。 | |
| 4. 一時金における役職者加算、職務・職階給などによる差別支給制度は撤廃し、全職員に一律大幅増額をすること。 | 4. 期末・勤勉手当の役職者加算制度を廃止する考えはない。 |
| 5. 一時金は、勤勉手当を廃止し、すべて期末手当のみで支給すること。 | 5. 勤勉手当を廃止する考えはない。 |
| 6. 再任用職員の一時金についても、職員と同様に支給すること。一方的に廃止した公民館夜間嘱託職員・アルバイトの一時金を復活すること。 | 6. 再任用職員の年末一時金については、期末手当0.8ヵ月、勤勉手当0.425ヵ月の計1.225ヵ月とする。 なお、平成29年度以降の一時金については、国に準じて6月期は、期末手当0.65ヵ月、勤勉手当0.4ヵ月の計1.05ヵ月とし、12月期は、期末手当0.8ヵ月、勤勉手当0.4ヵ月の計1.2ヵ月とする。 また、正規職員以外の賃金・一時金については、条例の規定に基づき正規職員と同様の措置を講じる。 |
| 7. 育児休業中の職員に、一時金を全額支給すること。および、いかなる不利益扱いもしないこと。 | 7. 育児休業中の職員の一時金については、現行どおりとする。 |
| 8. 年末一時金は、12月9日までに一括支給すること。 | 8. 年末一時金の支給日は、12月9日とする。ただし、給与改定分については、12月議会議決後速やかに支給する。 |
| | 人事・給与制度について、次のとおり見直しを行う。 (1) 昇任・昇格制度の見直し 昇格時号級対応表等を国基準に改訂主任級（4級）昇格試験を新設（現行試験 |

| | |
|--|--|
| | <p>の1本化) 初任給の格付を国基準に見直し (2) 職務・職責に見合った処遇制度への見直し 係長級の管理職手当の廃止</p> |
|--|--|